

平成 30 年 5 月 14 日(月)

(あて先) 仙台市長

主たる事務所の所在地 仙台市泉区北中山 3 丁目 17 番 12 号  
その他の事務所の所在地 なし  
法人の名称 特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所  
代表者氏名 水戸部 秀利  
電話番号 0 2 2 - 3 7 9 - 3 7 7 7

### 事業報告等提出書

前事業年度(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日)の事業報告等について、特定非営利活動促進法第 29 条の規定により、別紙のとおり提出します。

### 提出書類一覧

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 前事業年度の活動計算書・活動計算書注記
- (3) 前事業年度の貸借対照表
- (4) 前事業年度の財産目録
- (5) 前事業年度の年間役員名簿
- (6) 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名  
各 2 部

# 平成29年度事業報告書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所

## 1、事業の成果

この法人は、自然エネルギー発電事業を市民共同出資で展開し、地球温暖化を防止し持続可能な社会の実現に資することを目的に活動しています。事業の柱は自然エネルギー発電事業で、初年度太陽光発電所を2か所(若林区井土浜・太白区柳生)開設し、次年度塩釜の保育所に太陽光発電所を設置。2017年1月から12月の1年間の発電量は3か所合計で146,536kwhで、38,100kg-CO<sub>2</sub>のCO<sub>2</sub>削減に寄与しています。

また自然エネルギー普及活動や環境を守る活動を進めました。学習会は3回、6月内部被ばくの危険性、8月電力自由化と自然エネルギー、3月利雪・雪国の省エネ戦略をテーマに開催し、計302名が参加しました。4月8日のエネシフみやぎ主催の映画上映会にも参加。今年度(29年度)は県内の自然エネルギーの取り組みが前進し、おながわ市民共同発電所への協力や岩沼・不忘両風力発電の見学、七ヶ宿雪室見学などを実施しました。県内の自然エネルギーへの取り組みが多面化した年とも言えます。

なお「放射線測定による宮城県民の食の安全の確保」および「高齢者の暮らしやすいまちづくりに寄与する活動」は、まだ手がついていません。

## 2、特定非営利活動に係る事業に関する事項

### (1) 自然エネルギー発電事業

#### 第1号発電所

第1号機(仙台市若林区井土浜)は2015年度50,733kwh、2016年度95,533kwh、2017年度93,625kwh発電しました。当初年間発電量を72,340kwhと想定。想定の29%増しの活躍です。50kwのパワコンに76kwのパネルを乗せたこと(過積載)が功を奏しています。

#### 第2号発電所

第2号機(仙台市太白区柳生、もりの子保育園)は2015年度15,045kwh、2016年度34,426kwh、2017年度33,197kwh発電。年間34,725kwhの発電想定で、ほぼ想定通りの稼働です。

#### 第3号発電所

第3号機(塩釜市花立町あゆみ保育園)は、2016年度6,703kwh、2017年度20,210kwhの発電量でした。3号機は14kwのパワコン容量に17kwのパネルを搭載。3号機は年間17,742kwhの発電想定で、順調に推移しています。

### (2) 自然エネルギー普及・環境保護活動事業

#### ① 自然エネルギーをテーマとした映画上映会に協力

4月8日「日本と再生」の映画上映会に協力 40名参加。以下映画内容紹介。

「福島事故を起こしても、日本の安倍政権は原発再稼働の道を歩み続けています。しかし世界は変化しています。ドイツでは自然エネルギー30%を達成。中国では世界の風力発電・太陽光パネルの半分以上を生産しています。アメリカですら、アメリカ陸海空軍がイラク・アフガン戦争の体験から、荷物運搬の部隊が狙われるとし、荷物の8割に当たる燃料と水を現地調達する方法を模索しています。しかも陸海空軍基地は今や自然エネルギーのメッカとなっています。

日本も負けていません。福島県は自然エネルギー100%を目指すことを宣言、地熱・風力・波力・太陽光とあらゆる自然エネルギーにチャレンジしています。熊本地震被災地では、オフグリッド

生活家庭は停電中も普通の生活ができました。」

飯田哲也氏が企画し、河合弘之氏が監督。見ていて、自分で映画を作ってみたくなる、そんな楽しい作品でした。この映画はその後、仙台で何度も上映されました。

## ② 宮城県内での風力発電所見学実施

4月と12月県内に作られた風力発電所を見学しました。

4月1日岩沼風力発電所見学(岩沼千年希望の丘・ひつじ村)

参加者12名。3千万円近い費用(補助金1100万円)で20kw建設(10kw2基、高さ24m、アメリカ・エグザラス社製)。小風力フィット県内第1号。2号機は東松島市。今後岩沼市内に5か所7基建設が予定されている。収入は年間4万5千kw×55円=247,5万円の見込み。風車見学のあと「デイサービスたんぼぼ(岩沼市下野郷字北谷地174番2号)を見学。

11月30日不忘風力発電所見学

参加者、7名。非常に風に恵まれている場所に建設されていました。電柱代が15万円でした。

## ③ 地球温暖化ストップ・石炭火力発電所建設計画ストップの取り組み

2017年3月石炭火力の学習会を開き92名が参加。引き続き、2017年10月に稼働した仙台パワーステーションの監視活動・裁判闘争に協力しています。

県内ではさらに石炭火力や外材バイオマス火力などの計画があり、周辺住民の健康を守り、地球温暖化を加速させないように、市民への継続的なアピールが必要です。

## ④ 4月22日～23日アースディー

経費=協賛金1万円、太陽光稼働器具9,520円、パネル16,700円、テント代6,000円、その他合計49,297円。太陽光で動くおもちゃが子供たちに人気で、三角パネルも好評でした。きらきら発電に関心を持たれた方もいて、石炭火力発電所反対署名200筆集まりました。

## ⑤ 学習会企画

### 6月17日崎山比早子先生の講演会「低線量被ばくによる健康障害」

費用=〈きらきら〉講師交通費4万円、チラシ印刷代4万1千円、会場費17,600円、〈いずみ〉講師との懇親会費用、〈あいコープ〉講師料3万円+資料印刷費3000円

参加人数210名(きらきらニュース読者57名、大河原・丸森・富谷・栗原・美里からも参加)

講師の話の内容がすばらしい、力が入っていた。元気と勇気をもらった。福島甲状腺基金への募金117,837円集まった。

### 8月26日竹村講演会「電力自由化と自然エネルギー」

費用 講師料2万円+交通費3万円、チラシ印刷代2万5千円、会場費8,400円

資料印刷代6,560円、その他1,908円 合計91,868円

参加者44名(内初参加8名)青葉区10、泉区7、太白区10、宮城野区6、若林区3、石巻市1、大和町2、柴田町1、塩釜市1、多賀城市1、利府町1、山形市1

講演内容

「電力自由化とは既存の大規模電力会社を三分割(発電・送配電・小売への分割)し、小売部門に新電力会社が参入できるようにしたこと。新電力への切り替えは簡単。新電力に申し込むだけ。東北では「須賀川ガス・パルシステム・みつうろこ」などに申し込める。

電力自由化で電気代は下がる。なぜなら仕入れ価格と託送料を高く設定したから。それは東電の福島事故対策費や廃炉費用等を電気代に上乗せしたためだ。だが電力自由化で地球温暖化防止・持続可能な社会実現に向け、自然エネルギーを多く扱う小売会社を選択し、原発・石炭火力を縮小させることが可能になった。しかも単価の安い自然エネルギーを増やせば、仕入れ価格が安くなり、結果として「安い電気代」を実現できる。

自然エネルギーはどんどん増えている。しかし政府がそれをストップさせている。1つは政府のエネルギー政策(原発・石炭火力をベースロード電源に位置付けている)。この計画で風力を1,7%目標とし、日本の最大のポテンシャルである風力を閉じ込めている。

日本でも自然エネルギーが5割を超えることがある。2016年5月4日九州電力で、正午付近で再エネが78%に達し、1日通じて38%であった。

旧電力は政府の原発再稼働+石炭火力推進政策を支持している。だから旧電力を市場から追い出せば、明るい未来がやってくる。そのためにも、1日も速く、東北では東北電力から新電力に切り替えることが必要。ドイツでは大手電力の占有率44%までダウンした。ドイツをめざそう。

自然エネルギーを増やすために、バイオマス発電の役割が大事。特に夜間電力として機能してもらう必要がある。各地に小規模のバイオマス発電を広めよう。」

### 3月18日雪エネルギー利用の学習会

山形大学名誉教授横山孝男氏を招いて学習会。講師料・交通費3万円、会場費4,300円  
「雪国」というハンデを逆手にとって、夏の冷房に」という素晴らしい報告。48名出席。

### ⑥ きらきら発電見学会

民医労女性部6月24日見学会 13名参加、きらきらより3名対応。

午前水戸部理事長講演。「再生可能エネルギーの取り組みと私たちの未来」。水戸部理事長は「原発も戦争もない持続可能な社会の実現をめざしNPOを設立」と紹介し、「井戸浜75kw、柳生30kw、あゆみ17kwと、100kwを超える発電能力を備え、これまでの累積で18%石油缶2900個分のCO2を削減」「今やエネルギーも食料と同じ、地産地消の時代」「水力・風力・波力・地熱などあらゆる再生可能エネルギーを利用すれば、日本はエネルギー自立が可能で、年間20兆円を超える化石燃料の輸入をストップできる」。午後1号機・2号機の見学。

### 民医連ジャンボリー ピースチャリ

9月15日実施、若者が井土浜発電所見学。若林クリニックでいものこ汁提供。経費4,831円。

### ⑦ 自然エネルギー発電に取り組む団体への協力

女川祭り 8月20日

きらきらに出展の依頼あり。きらきらより4名参加。協賛金6,000円+交通費4,400円。

### ⑧ 秋の自然エネルギー見学会

紫波町役場→志和診療所→ラフランス温泉→くずまき高原→松川地熱発電所→中山荘  
参加者=21名、参加費21万円。支出=バス代11万円、ラフランス2万3千円、葛巻202,410円、中山荘3万円、保険料9,030円、その他7,035円 合計381,475円(1人18,200円)

岩手県の歴史ある自然エネルギーの取り組みを見学。バイオマス発電(牛糞)・コージェネ・地熱・地中熱・木材バイオマス活用など、幅広く実践されていました。

## 3、実施体制等に関する事項

(1) 理事会及び総会・監査の開催状況

4月14日第24回理事会 石炭火力問題・アースデーへの取り組み

5月12日第25回理事会 低線量被ばくの健康障害学習会、民医労女性部会見学会

6月9日第26回理事会 崎山講演会、秋の自然エネルギー見学会

7月14日第27回理事会 電力自由化と自然エネルギーの学習会、次期太陽光発電所設置検討

8月4日第28回理事会 竹村講演会、秋の自然エネルギー見学会

9月8日第29回理事会 多賀城伝上山発電所検討、秋の自然エネルギー見学会

10月13日第30回理事会 秋の自然エネルギー見学会、民医連ジャンボリー

11月10日第31回理事会 多賀城伝上山・亘理長瀬への太陽光発電所設置について

12月8日第32回理事会 多賀城伝上山・亘理長瀬への太陽光発電所設置について

1月12日第33回理事会 雪エネルギー活用の学習会、互理4号機建設計画

2月9日第34回理事会 雪エネルギー活用の学習会、互理4号機建設計画

3月9日第35回理事会 互理4号機建設計画、定期総会準備

4月10日会計監査実施

4月30日第4回総会

(2) 正会員および賛助会員に関する事項(平成29年度末現在)

正会員数91人、賛助会員数108人(いずれも個人)

(3) 役員に関する事項(平成29年度末現在)

役員総数4人(理事3人、監事1人)

代表者 理事長 水戸部 秀利

(4) 職員に関する事項(平成29年度末現在)

職員は無し

(5) 事業に参加したボランティア

ボランティア事業は無し

(6) 情報発信体制に関する事項

ホームページ

<http://kirakirahatuden.com/>

以上

平成 29 年度活動計算書

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所

(単位円)

科 目			
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	240,000	240,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	1,797,000	1,797,000	
3 受取助成金			
受取助成金	0	0	
4 事業収益			
発電事業収益	4,824,086	4,824,086	
普及活動事業収益	0	0	
5 その他収益			
受取利息	35	35	
経常収益計			6,861,121
II 経常費用			
1 発電事業			
(1) 人件費			
給料	601,000		
(2) その他経費			
電気代	47,040		
保険料	142,170		
設備交換積立金	302,400		
地代	195,090		
減価償却費	2,196,900		
旅費交通費	130,860		
通信費	281,794		
印刷費	190,539		
事務費	74,524		
租税公課	557,000		
雑費	55,799		
発電事業経費合計	4,775,116		
発電事業計		4,775,116	
2 自然エネルギー普及事業費			
(1) 人件費			
給料	0		
(2) その他経費			
会議費	184,604		
旅費交通費	177,775		
印刷費	77,442		

雑費	83,764		
自然エネルギー事業経費合計	523,585		
自然エネルギー経費合計		523,585	
経常費用合計			5,298,701
当期経常増減額			1,562,420
Ⅲ経常外収益		0	
Ⅳ経常外費用		0	
当期正味財産増減額			1,562,420
前期繰越正味財産額			774,582
次期繰越正味財産額			2,337,002

## 活動計算書注記

### 1、重要な会計方針

この計算書類は NPO 法人会計基準(2010 年 7 月 20 日、2011 年 11 月 20 日一部改正 NPO 法人会計基準協会)によっています。

#### (1)固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却方法は、税務署に申請の上、定額法で償却しています。

#### (2)施設の提供等物的サービスを受けた会計処理

施設の提供等の物的サービスについては活動計算書に計上していません。

#### (3)ボランティアによる役務の提供の会計処理

役員及び会員の役務の提供は、事務局長以外、すべて無料ボランティアとしています。

#### (4)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

### 2、使途が制約された補助金

本年度は補助金を申請しておりません。

### 3、固定資産の増減内訳

科目	取得価格	圧縮経費	減価償却	期末帳簿価格
太陽光発電所	0 円	0 円	2,196,900 円	28,772,040 円

### 4、借入金の増減の内訳

科目	当期借入	当期返済	期末残高
役員借入金	15,710,000 円	0 円	51,110,000 円

### 5、役員及びその近親者との取引の内容

理事(事務局長)広幡文宅を事務所として提供していただいています。家賃等の支払はありません。

# 平成 29 年度貸借対照表

平成 30 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所

(単位：円)

科目	金額		
<b>I 資産の部</b>			
<b>1 流動資産</b>			
預金	24,572,460		
現金	102,502		
棚卸資産	0		
<b>流動資産合計</b>		24,674,962	
<b>2 固定資産</b>			
(1)有形固定資産			
発電所	28,772,040		
有形固定資産計	28,772,040		
(2)投資その他の資産			
敷金	0		
投資その他の資産計	0		
<b>固定資産合計</b>		28,772,040	
<b>資産合計</b>			53,447,0002
<b>II 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
未払金	0		
預り金	0		
前受助成金	0		
<b>流動負債合計</b>		0	
<b>2 固定負債</b>			
役員借入金	51,110,000		
<b>固定負債合計</b>		51,110,000	
<b>負債合計</b>			51,110,000
<b>III 正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産		774,582	
当期正味財産増加額		1,562,420	
<b>正味財産合計</b>			2,337,002
<b>負債及び正味財産合計</b>			53,447,002

平成 29 年度財産目録

平成 30 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所

(単位：円)

科目	金額		
<b>I 資産の部</b>			
<b>1 流動資産</b>			
預金	24,572,460		
現金	102,502		
棚卸資産	0		
<b>流動資産合計</b>		24,674,962	
<b>2 固定資産</b>			
(1)有形固定資産			
発電所	28,772,040		
有形固定資産計	28,772,040		
(2)投資その他の資産			
敷金	0		
投資その他の資産計	0		
<b>固定資産合計</b>		28,772,040	
<b>資産合計</b>			53,447,0002
<b>II 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
未払金	0		
預り金	0		
前受助成金	0		
<b>流動負債合計</b>		0	
<b>2 固定負債</b>			
役員借入金	51,110,000		
<b>固定負債合計</b>		51,110,000	
<b>負債合計</b>			51,110,000
<b>正味財産</b>		2,337,002	2,337,002

## 平成29年度役員名簿

平成30年3月31日

特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所

役職名	氏名	住所	報酬 有無
理事長	みとべひでとし 水戸部 秀利	塩竈市南錦町5番30号	無
理事	まつうらまこと 松浦 真	仙台市太白区諏訪町15番53号	無
理事	ひろはたあやる 広幡 文	仙台市泉区北中山3丁目17番地の12	有
監事	かねた もとる 金田 基	宮城郡七ヶ浜町汐見台六丁目2番地の44	無

前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所

氏名	住所
水戸部 秀利	塩竈市南錦町 5 番 3 0 号
水戸部 登紀子	塩竈市南錦町 5 番 3 0 号
塚本 二郎	仙台市泉区長命ヶ丘 1 丁目 2 番地の 1 5
太齋 義明	柴田郡柴田町大字四日市場字上山根 3 番地の 3
武井 あおい	仙台市泉区南光台南 2 丁目 1 1 番 4 4 号
金田 基	宮城郡七ヶ浜町汐見台六丁目 2 番地の 4 4
松浦 真	仙台市太白区諏訪町 15 番地の 53
川嶋 清	仙台市泉区北中山 2 丁目 3 2 番地の 8
高山 摩耶子	仙台市太白区諏訪町 8 番地の 9
野川 ちひろ	仙台市泉区北中山 4 丁目 2 5 番地の 5
広幡 博子	仙台市泉区北中山 3 丁目 1 7 番地の 1 2
広幡 文	仙台市泉区北中山 3 丁目 1 7 番地の 1 2

平成 30 年 5 月 14 日(月)

(あて先) 仙台市長

主たる事務所の所在地 仙台市泉区北中山 3 丁目 17 番 12 号  
その他の事務所の所在地 なし  
法人の名称 特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所  
代表者氏名 水戸部 秀利  
電話番号 0 2 2 - 3 7 9 - 3 7 7 7

### 役員の変更等届出書

特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所の通常総会において、任期満了に伴う役員改選を行いました。特定非営利活動促進法の規定により、別紙のとおり変更届出書を提出します。

### 届出書一覧

- (1) 変更後の役員名簿(2 通)
- (2) 新規就任者の就任承諾及び誓約書の謄本
- (3) 新規就任者の住民票写し

## 平成30年度役員名簿

平成30年4月30日

特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所

役職名	氏名	住所	報酬 有無
理事長	みとべひでとし 水戸部 秀利	塩竈市南錦町5番30号	無
理事	まつうらまこと 松浦 真	仙台市太白区諏訪町15番53号	無
理事	ださいよしあき 太齋 義明	柴田郡柴田町大字四日市場字上山根3番地の3	無
理事	ひろはたあやる 広幡 文	仙台市泉区北中山3丁目17番地の12	有
監事	かねたもとる 金田 基	宮城郡七ヶ浜町汐見台六丁目2番地の44	無

平成 30 年 4 月 30 日

特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所 御中

就任承諾及び誓約書

住所又は居所

宮城県柴田郡柴田町大字四日市場字上山根 3 番地の 3

氏名

太齋 義明

私は、特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動法第 20 条各号に該当しないこと及び同法 21 条の規定に違反しないことを誓約します。

平成 30 年 5 月 14 日(月)

(あて先) 仙台市長

主たる事務所の所在地 仙台市泉区北中山 3 丁目 17 番 12 号  
その他の事務所の所在地 なし  
法人の名称 特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所  
代表者氏名 水戸部 秀利  
電話番号 0 2 2 - 3 7 9 - 3 7 7 7

### 定款変更届出書

特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所の通常総会において、貸借対照表の公告義務化に伴う定款の変更を行いました。特定非営利活動促進法の規定により、別紙のとおり変更届出書を提出します。

### 届出書一覧

- (1) 変更後の定款(2 通)
- (2) 総会議事録謄本

# 特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所定款

## 第一章 総則

### (名称)

第一条 この法人は、特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所という。

### (事務所)

第二条 この法人は主たる事務所を宮城県仙台市泉区北中山3丁目17番地の12に置く。

## 第二章 目的及び事業

### (目的)

第三条 この法人は、太陽光・風力・小水力・バイオマスなど自然エネルギー発電事業を市民共同出資によって展開し、地球温暖化を防止し持続可能な社会の実現に資することを第一の目的とする。ならびに放射能で汚染された地域のまちづくり推進に寄与する目的で、食物用放射線測定器による放射線測定により、宮城県民の食の安全を確保することをめざす。さらには高齢化社会で発生する高齢者の孤立問題に対処し、保健・医療・福祉のはざまに悩む人々を少なくし、高齢者の暮らしやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)環境の保全を図る活動

(2)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(3)まちづくりの推進を図る活動

### (事業)

第五条 この法人は第三条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

(1)市民参加型の太陽光発電など自然エネルギーによる発電事業

(2)自然エネルギーの普及促進に関する情報収集及び広報事業

(3)食物用放射線測定器による放射線測定事業

(4)高齢者の孤立を防ぐ事に関する情報収集及び調査研究、ならびに孤立者支援の住民連携事業

## 第三章 会員

### (種別)

第六条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2)賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

### (入会)

第七条 会員の入会について、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長はそのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がないかぎり入会を認めなければならない。

3 理事長は入会を認めないときは、すみやかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第八条 正会員は総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

### (会員の資格喪失)

第九条 会員は次の各号の一つに該当するとき、その資格を喪失する。

(1)退会届を提出したとき。

(2)本人が死亡したとき。

(3)除名されたとき。

(退会)

第十条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出し任意に退会することができる。

(除名)

第十一条 会員が次の各号に該当するときは、理事会の議決によりこれを除名することができる。この場合議決の前に会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)犯罪行為をしたことが明らかになったとき。

(拋出金の不返還)

第十二条 既納の入会金及びその他寄付等の拋出金品は、返還しない。

#### 第四章 役員及び職員

(種別及び定数)

第十三条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 三人以上

(2)監事 一人以上

2 理事のうち、一人を理事長とする。

(選任)

第十四条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第十五条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査する。

(2)この法人の財産の状況を監査する。

(3)前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集する。

(5)理事の業務執行及び法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求する。

(任期)

第十六条 役員の任期は二年とする。ただし再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は辞任又は任期満了後も、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第十七条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第十八条 役員が次の各号の一つに至るとき、総会の議決により解任することができる。この場合は解任の議決にあたり、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第十九条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前二項に関し必要な事項は、総会で別に定める。

(職員)

第二十条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第五章 総会

(種別)

第二十一条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(構成)

第二十二条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第二十三条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)法人の解散及び合併

(3)事業計画及び活動予算とその変更

(4)事業報告及び活動決算

(5)役員を選任又は解任、職務及び報酬

(6)入会金の額

(7)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第四十九条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8)事務局の組織及び運営

(9)その他運営に関する重要事項

(開催)

第二十四条 通常総会は毎年一回、事業年度終了後二ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当するとき開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の三分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第十五条第三項第四号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第二十五条 総会は、前条第二項第三号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第二項第一号及び第二号の規定による請求があったとき、その日から三十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少

なくとも総会の日の日前五日前までに通知しなければならない。

(議長)

第二十六条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第二十七条 総会は正会員総数の二分の一以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第二十八条 総会における議決事項は、第二十五条第三項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第二十九条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前二条、次条第一項及び第五十条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第三十条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人二人が署名、押印しなければならない。

## 第六章 理事会

(構成)

第三十一条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第三十二条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第三十三条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき

(2)理事総数の二分の一以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3)第十五条第三項第五号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第三十四条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第二号及び第三号の規定により請求があったときは、その日から三十日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の五日前までに各理事に通知しなければならない。

(議長)

第三十五条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第三十六条 理事会における議決事項は、第三十四条第三項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第三十七条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第一項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第三十八条 理事会の議事については、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者はその旨付記すること)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人が署名、押印しなければならない。

## 第七章 資産及び会計

(資産の構成)

第三十九条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記録された資産

(2)入会金

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産の区分)

第四十条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の一種とする。

(資産の管理)

第四十一条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別

に定める。

#### (会計の原則)

第四十二条 この法人の会計は、法第二十七条各号に掲げる原則(正規の簿記・真実性・明瞭性・継続性)に従って行うものとする。

#### (会計の区分)

第四十三条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の一種とする。

#### (事業計画及び予算)

第四十四条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第四十五条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (予算の追加及び更正)

第四十六条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第四十七条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

第四十八条 この法人の事業年度は毎年四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

#### (臨機の措置)

第四十九条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第八章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第五十条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の二分の一以上の多数による議決を経、かつ、法第二十五条第三項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

#### (解散)

第五十一条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第一号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の四分の三以上の承諾を得なければならない。

3 第一項第二号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第五十二条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したとき残存する財産の帰属は、法第十一条第三項の規定に従い、総会において正会員の四分の三以上の議決を経て選定する。

(合併)

第五十三条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第九章 公告の方法

(公告の方法)

第五十四条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第十章 雑則

(細則)

第五十五条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経、理事長がこれを定める。

以上

## 特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所 第4回通常総会議事録

- 1、日時 平成30年4月30日午前9時～12時
- 2、場所 仙台市青葉区一番町4丁目1-3、仙台市市民活動サポートセンター
- 3、総会正会員数 91人
- 4、出席者 正会員62人(うち表決委任者29人) 賛助会員6人
- 5、審議事項
  - 第1号議案 平成29年度活動報告及び平成30年度活動提案
  - 第2号議案 平成29年度活動計算書及び平成30年度活動予算書
  - 第3号議案 定款の一部変更
  - 第4号議案 役員選考

### 6、議事の経過概要及び議決結果

#### (1) 議長選出

定款第26条の規定により、出席者の中から松浦真が議長に選出され、議長は総会要件を満たしていることを報告し、本総会の成立を宣言した。

#### (2) 第1号議案 平成29年度活動報告及び平成30年度活動提案

理事長水戸部秀利より平成29年度活動報告及び平成30年度活動提案があり、議長がこれを議事に諮ったところ、満場一致で可決された。

#### (3) 第2号議案 平成29年度活動計算書及び平成30年度活動予算書

事務局長広幡文より平成29年度活動計算書の報告及び平成30年度活動予算書の提案があり、また監事金田基より会計監査報告があり、議長がこれを議事に諮ったところ、満場一致で可決された。

#### (4) 第3号議案 定款の一部変更

事務局長広幡文より定款の一部変更が提案され、議長がこれを議事に諮ったところ、満場一致で可決された。

#### (5) 第4号議案 役員選考

事務局長広幡文より旧役員が引き続き役員を継続するとともに、新理事として太齋義明を推薦する提案があり、議長がこれを議事に諮ったところ、満場一致で可決された。

### 7、議事録署名人の選任に関する事項

議長より、定款30条に規定する議事録作成のための議事録署名人2名を選出したい旨を諮った結果、高山摩耶子と広幡博子の2名が満場一致で選任された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成30年5月11日

議長 松浦 真

議事録署名人 高山 摩耶子

議事録署名人 広幡 博子

この写しは、議事録の原本と相違ないことを証します。  
特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所

平成 30 年 5 月 11 日  
理事長 水戸部 秀利

この写しは、定款の原本と相違ないことを証します。

平成 30 年 5 月 11 日

特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所

理事長 水戸部 秀利

## 平成 30 年度役員名簿

平成 30 年 5 月 11 日

特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所

役職名	氏名	住所	報酬 有無
理事長	みとべひでとし 水戸部 秀利	塩竈市南錦町 5 番 30 号	無
理事	まつうら まこと 松浦 真	仙台市太白区諏訪町 15 番 53 号	無
理事	ださい よしあき 太齋 義明	柴田郡柴田町大字四日市場字上山根 3 番地 3	無
理事	ひろはた あやる 広幡 文	仙台市泉区北中山 3 丁目 17 番地の 1 2	有
監事	かねた もとる 金田 基	宮城郡七ヶ浜町汐見台六丁目 2 番地の 4 4	無

この写しは、新規就任者の就任承諾及び誓約書の原本と相違ないことを証します。

平成 30 年 5 月 11 日

特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所

理事長 水戸部 秀利

この写しは、理事の互選書の原本と相違ないことを証します。

平成 30 年 5 月 11 日

特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所

理事長 水戸部 秀利